

志木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>(職員)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）<u>若しくは中核市（同法第252条の22第1項に規定する中核市をいう。）</u>の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p>